

GX リーグの賛同募集についてのご案内

経済産業省において、経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場創造のための実践を行う場としての「GX リーグ」設立に向け、GX リーグ基本構想の公表ならびに基本構想への賛同企業の募集を開始いたしました。

GX リーグにおいては、①生活者にとってのカーボンニュートラル時代の未来像のあり方の議論、②未来像を踏まえた、新たな GX 市場形成のあり方（ルールメイキング等）の議論、③社会での効率的な排出削減を行うための自主的な排出量取引の試行、

といった取組を実施したいと考えており、まずは、この枠組みの実装に向けた議論を、賛同企業と友に開始していきたいと考えております。

GX リーグ基本構想への賛同については日本国内で活動されている企業様であればどの企業様にもご賛同頂けますので、是非ご賛同頂ければと存じます。

来週以降に説明会も開催いたしますので、是非ご参加ください。

詳細に関しましては下記ならびに経済産業省ウェブサイトをご参照ください。

ご不明点等ございましたら、メール末尾記載のお問い合わせ先（経済産業省 環境経済室）までご連絡ください。また、2月1日時点版とはなりますが、FAQ も添付しておりますので、ご参考いただければ幸いです。

経済産業省ウェブサイト：

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/GX-league/gx-league.html

1. 概要

2050年カーボンニュートラル目標の実現のために、カーボンニュートラルにいち早く移行するための挑戦を行い、国際ビジネスで勝てるような「企業群」が、自ら以外のステークホルダーも含めた経済社会システム全体の変革（GX：グリーントランスフォーメーション）を推進していくことが重要です。そのためにGXに積極的に取り組む「企業群」が、官・学・金でGXに向けた挑戦を行うプレイヤーと共に、一体として経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造のための実践を行う場として「GX リーグ」を設立します。

この「GX リーグ基本構想」は、本構想に基づき、「GX リーグ」の実装に向けた詳細設計の議論と取組の実証を2022年度に進めていくために、「GX リーグ」がどのような世界観を目指し、どのような企業群と共に、どのような取組を、どのようなスケジュールで進めていくべきか、といった点についての基本的な指針を示したものです。

2. GX リーグ基本構想

「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」に

おける議論の成果として、年月に取りまとめた「中間整理」を踏まえて以下の点について、大きな方向性を示すものです。

- GX リーグの取組を通じて目指す世界
- GX リーグ参画企業の考え方
- GX リーグの取組・プロジェクト
- GX リーグ参画企業に対するインセンティブ・支援
- GX リーグの設立準備にむけた進め方

「GX リーグ参画企業の考え方」については、GX リーグ参画企業に対し、以下の3点の取組を実施することを要件とする方向性を示しています。

① 自らの排出削減の取組（自ら、1.5 度努力目標実現に向けた目標設定と挑戦を行い、その取組を公表する。）

② サプライチェーンでの炭素中立に向けた取組（自らだけでなく、SC 上の幅広い主体に働きかけを能動的に行い、SC のCN を目指す。）

③ 製品・サービスを通じた市場での取組（グリーン製品の積極・優先購入等により、市場のグリーン化を牽引する。）

詳細は経済産業省ウェブサイトから GX リーグ基本構想（本文）をご参照ください。

3. 賛同企業募集

GX リーグ設立に向けて基本構想に賛同頂ける企業を募集します。

基本構想を踏まえて、GX リーグ設立準備事務局を立ち上げ、基本構想に初期に賛同いただいた企業とともに、2023 年 4 月以降の GX リーグ本格稼働を目指した準備を進めていきます。

また、そのために、2022 年秋以降に、カーボン・クレジット市場も含む実証事業を実施します。

応募方法等に関しては経済産業省ウェブサイトをご参照ください。

4. 担当者向け説明会

企業のご担当者様向けの説明会をオンラインで開催いたします。経済産業省から基本構想の概要説明、企業の皆様からのご質問にお答えする予定です。

日程は下記を予定しており、参加方法に関しては経済産業省ウェブサイトをご参照ください。

第一回：2 月 7 日(月) 13:00～14:00

第二回：2 月 10 日(木) 14:00～15:00

第三回：2 月 16 日(水) 10:00～11:00

お問合せ先

産業技術環境局 環境政策課 環境経済室

電話:03-3501-1770

Email : bzl-gxleague-info@meti.go.jp

GX リーグ基本構想賛同に関する FAQ (2月1日時点)

2022年2月1日

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

Question	Answer
1. 基本構想に賛同した場合、自動的に GX リーグに参画することになるのか。	GX リーグは 2023 年度以降に本格稼働することを目指して議論を進めるものであり、改めて本格稼働前に参画企業の募集をする予定です。(募集方法や要件は今後の検討事項となります。)
2. 基本構想への賛同方法は。	GX リーグ基本構想 をご参照ください。賛同方法は変更の可能性がございますので同 Web ページにおいて最新の情報をご参照ください。
3. 基本構想への賛同後に、企業の意思で賛同を取りやめることは可能か。	あくまで賛同行為であり、原則として、取りやめを想定しておりません。
4. 基本構想への賛同後に、事務局の判断で賛同企業から除名されることはあるか。	基本的にございませぬ。 但し、反社会的勢力排除条項*に該当する場合や GX リーグおよび基本構想の名誉を棄損する行為があったときは、事務局判断で賛同企業から除名致します。
5. 基本構想へ賛同したものの、GX リーグ参画を見送ることは可能か。またその場合、ペナルティはあるか。	可能です。またペナルティはございません。
6. 基本構想賛同の募集期間は。また今後、再度、基本構想賛同の募集を行う予定はあるか	2022年2月1日～3月31日の予定です。 募集期間終了後、基本構想への賛同企業数等の状況を踏まえて再度、基本構想賛同の募集を行う可能性はございます。
7. 基本構想へ賛同するにあたり企業に対する要件はあるか。 (企業の規模や外国資本企業等)	日本国内で事業活動されている企業であれば基本的に御座いません。外国資本企業におかれても日本国内で事業活動を実施されておりましたら賛同可能です。但し、反社会的勢力排除条項*に該当する場合を除きます。
8. GX リーグ参画に関する要件は基本構想に記載されている通りか。	今後、GX リーグ基本構想をもとに検討を行ってまいります。
9. 基本構想に記載されている GX リーグ参画に関する要件を満たしていないと賛同できないのか。	現時点で GX リーグ参画に関する要件を満たしていない場合でも賛同頂くことは可能です。
10. 基本構想賛同企業数に上限はあるか。	ございません。
11. 基本構想への賛同を自社の Web ページ等でのプレスリリースなど対外的な公	問題ございません。

開をすることは可能か。	
12. 基本構想へ賛同するインセンティブやメリットはあるか。	基本構想に沿った GX リーグを実装するために、GX リーグの詳細設計に係る議論、実証事業への参加が可能となります。
13. 基本構想へ賛同した場合、「基本構想に沿った GX リーグを実装するために、GX リーグの詳細設計に係る議論、実証事業」に確実に参加できるか。	可能な限り、賛同頂いた企業の皆様のご要望に沿う形を目指しますが、より効果的な議論、実証事業とすべく、事務局にて議論の体制や実証事業の実施方法については検討いたします。
14. 賛同企業申請フォーマットにおいて記載する代表者の役職に決まりはあるか。また押印や原本の提出は必要か。	役職に定めはございませんが、代表取締役など一般的に企業を代表される方として頂ければと思います。また押印・原本の提出ともに不要であり、メールでのフォームの送信のみで問題ございません。
15. 外国資本企業であるが、賛同は本社名義かもしくは日本法人名義か。	いずれでも問題ございません。 本社名義とし、代表者を日本法人社長等にして頂くことも問題ございません。
16. 賛同企業申請フォーマットにおいて提出した情報はどこで公開されるか。	経済産業省の Web ページや GX リーグ設立準備事務局が作成する Web ページで公開予定のほか、経済産業省が使用する資料として各種活用させて頂く場合や GX リーグの広報活動等において活用させて頂くがございます。
17. 賛同企業申請フォーマットにおいて提出し、公開された情報を修正することは可能か。	賛同企業募集期間(2022年2月1日～3月31日)中は可能です。修正が必要となった場合、速やかに事務局にご連絡お願いいたします。
18. 賛同企業申請フォーマットにおいて提出した排出量削減目標が達成できなかった場合、ペナルティはあるか。	ございません。提出いただいた目標の数値については、今後の制度検討や事業広報の取組の中で使用させていただきます。

反社会的勢力排除条項

- 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、反社会的勢力であるとき。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。